

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	11月4日(木)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 公務外における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

産業経済部 主査 55歳 男性 減給1/20・1月

(2) 概要

当該職員は、令和2年2月27日、自家用自動車で高速道路を運転中、安全運転義務を怠り、前方を走行していた自動二輪車に追突した。この事故により、相手方に右足首骨折等の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和3年10月26日

【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287